

## 令和5年度第1回旭川市市民参加推進会議会議録

---

日 時 令和5年7月20日(木) 午後6時30分～午後8時30分

場 所 旭川市第二庁舎6階会議室1

出席者 委員9人

安住委員, 伊藤委員, 小松委員, 佐藤委員, 白川部委員, 田古嶋委員, 谷委員,  
羽藤委員, 宮田委員(50音順)

事務局4人

片岡部長, 松山課長, 青木主査, 麻生

傍聴者 なし

資 料

- ・資料1 女性活躍推進部の取組と令和5年度事業
- ・資料2 令和4年度市民参加の実施状況
- ・資料3 令和5年度市民参加推進会議の進め方
- ・資料4 本市の女性委員等登用の推進における現状と課題
- ・委員配付1 附属機関の女性比率
- ・委員配付2 懇談会の女性比率
- ・委員配付3 常設している附属機関等女性比率の推移

---

### I 会議成立の報告

条例施行規則第19条の規定により, 委員の9人が出席したため, 会議の成立を報告した。

### II 事務局紹介

### III 女性活躍部長挨拶

市民参加推進業務は, これまで市民生活部が所管していたが, 令和5年4月の機構改革により女性活躍推進部に移管され, 市民参加推進会議を女性活躍推進部が所管することとなった。

男女共同参画社会の実現に当たり, 政策・意思決定過程への女性参画の推進は大きな課題であり, 本市において附属機関等の委員における女性割合の向上は, 長年指摘され続けていた。

そのため, 「市政を推進する三本の矢」として新たに設置された女性活躍推進部で市民参加推進業務を所管し, 男女共同参画推進に係る様々な施策と合わせて包括的に取り組むことで, 女性委員の割合向上をはじめとする政策・意思決定過程への女性の参画促進を図ろうとするものである。

女性活躍推進部として「誰もが活躍できる男女共同参画社会の実現」を目指す。

### IV 議事

会 長: 議事1「女性活躍推進部の取組と令和5年度事業」について事務局に説明をお願いします。

事務局: 資料1について説明

会 長: 「令和4年度市民参加の実施状況」について, 説明をお願いします。

事務局: 資料2について説明

会 長: 質問, 意見はないか。

委 員: なし。

会 長：令和5年度市民参加推進会議の進め方について、説明をお願いします。

事務局：資料3について説明

会 長：事務局から説明があった通り、昨年度、本会議から旭川市に提言した公募における女性割合について、今年はメインに進めていく。「女性委員等登用の推進における現状と課題」について、事務局に説明をお願いします。

事務局：資料4について説明

会 長：今期の会議で大事なのはここになる。現状の課題は資料4の3(1)(2)(3)(4)がある。

これらを実現できるとかなり変わるのかなと思うが、これ以外に課題があるのではないか。本日は課題を挙げていく。時間を設けるので、隣の席の方と意見交換をお願いします。

<各委員，意見交換>

会 長：意見交換でどのような話をしたか、聞いていく。

委 員：資料4の3(1)について、例えば、土木分野では、小学生でも安全なスクールゾーンの設置など、女性が関わりやすいテーマを審議事項に入れるのはどうか。また、建築分野であれば、「デザインの統一された旭川市の建築を進めるには」など、性別に関わらず女性が関心を示すテーマにすべきと考える。資料4の3(3)について、男性が育児休暇を取れる環境を整備することで、子育て世帯の女性が会議に参加できる。また、託児施設に子を預けられる体制を整備できないか。

委 員：資料4の3(1)について団体推薦に際し、推薦してほしい年齢層、性別を具体的に示してはどうか。資料4の3(3)について、調整すべき。担当課と女性活躍推進課が情報共有する方が人選を進めやすいと考える。また、会議の出席について、昼間と夜間にそれぞれ委員として委嘱し、会議を昼夜に分けて開催できないか。そこに報償費を支給することで、出席してみようかなという人もいないのではないか。資料4の3(4)について、事務局の意見通りである。

委 員：資料4の3(1)について、推薦依頼の際、女性の推薦が必要である旨をきちんと示していないのではないかとと思われる。資料4の3(3)について、現在、育児で会議に参加できない人は、育児後にも就労するため時間がない。会議時間を昼間に開催するにしても、託児の問題があり、多方面から解決策を考えなければならない。公募について、公募委員として会議に参加する際、応募時に抱いていた印象と全く異なる経験をしたため、募集時の情報内容が大切である。

委 員：公募委員の募集内容を具体的に分かりやすくする必要がある。市民広報に公募委員の募集が掲載されているが、募集人数が数名であるが故に、応募しても選ばれないと感じている人がいる。募集方法に改善の余地がないか検討すべきではないか。

会 長：本市の現状は、公募委員等の女性比率が約50%ではあるが、気は抜くべきではない。

本会議として意見書の中で何度も触れているが、公募委員の募集情報をできるだけ具体的に示すことは大前提である。資料4の3(1)について、「女性の推薦をお願いします。」と強く要請すべきではないか。

事務局：募集に当たり、どのような審議をするか、会議スケジュールが概ね何月から何月までの間にこうしたことをやるとか。分かりやすくすることで、これならやってみようという手も挙げられるということか。

会 長：そうである。本会議においてもこれまで委員として再任した方が居たが、経験があるが故に新しい意見に対してそれが大事であるという視点にいきにくい場面もあった。そのため、推

薦依頼に当たり、女性委員の登用が市役所の方針であることを示せば、依頼先も事務局も共通認識に立って人選ができる。

事務局：慣例で団体に依頼している限り、有職者の選出枠を変えることはできない。

会 長：そうである。

事務局：会議の中で、有職者の発言力が強く、他の委員が意見しにくいこともある。

事務局の運営側の視点に立てば、有職者が出席することで円滑な会議進行が図れる側面はあるが、広く多様な意見を聞きたいとなると事務局の意識改革が必要である。

会 長：簡単にいかないことも理解している。女性委員の推薦に当たり、強い要請をするために数字（目標とする女性比率）を示すことが説得力になる。

委 員：私自身の体験談になるが、東京から旭川市に転居した際、旭川の役に立ちたいとの思いから、市民広報で本会議の公募募集を見つけ、現在に至る。初めて本会議に出席した際、自分の考えていた会議内容のイメージと全く異なり驚いた。公募の際、募集チラシを配付しているが、内容を分かりやすくすることで、応募者は増加する。

会 長：本会議の名称が「市民参加推進会議」という総括的な名前なので、分かりづらさがある。公募委員は、熱い思いを抱いているが、はぐらかしてしまっている側面がある。募集チラシをどう工夫するか昨年度の意見書で提言しているが、前期の審議内容をチラシに載せるなどを考えてはどうか。

委 員：私も応募時の会議イメージと実際は違うと感じた。当初、自身で議題を提案・協議し、事業として形にするものと思っていた。子がいるので、子が育ちずっと旭川に居たいと思ってくれるような形にしたい思いが応募動機であった。募集チラシに過去の審議事項を載せると分かりやすい。

事務局：「市民参加」の言葉から委員がイメージするものが、市が意味する市民参加と異なっていることが分かった。市民は、事業の企画、実施をイメージしているが、市は施策に対し意見や意見反映させるための手法を市民参加としている。この説明をどんなに言葉を尽くしても、募集チラシに前期公募委員の感想を載せても、やはり公募委員はこういう会議だと思わなかったという印象を持たれる。本会議は特殊なところがあり、直接「子育て」や「教育」など特定分野を取扱う性質ではないところで難しさがある。

委 員：私は内容を理解した上で応募した。令和3年度に懇談会に参加していた際、公募委員に関するアンケートがあった。それをきっかけに本会議は、公募委員そのものについて取り扱っていることを把握し、公募委員の立場から何かできるのではないかと思い応募した。

会 長：これまでの意見からも本会議の分かりづらさがあることが浮き彫りになってきた。各委員から出していただいた意見について、更に議論、意見を出していただきたい。

委 員：旭川市だけ女性比率が少ない傾向にあるのか。

事務局：本市のみの傾向ではなく、全国的に同じ傾向である。

委 員：旭川市だけが突出して低いのか。

事務局：本市が突出して低い訳ではない。

委 員：女性比率が低い理由は、都市によって異なるのか。

事務局：現在、中核市等に調査中である。今後の会議で調査結果を示したいと考えている。

委 員：託児支援で育児中の女性も会議に出席できるとあったが、託児所は整備されているのか。

事務局：全庁的な整備はしていない。当課で「男女共同参画審議会」を所管しているが、今年度託児の実費を負担した。これは、2期目を迎えた委員であるが、1期目在任の際託児の相談があり、今期から予算計上した経過がある。

委員：託児支援を募集チラシに記載することはできないか。

事務局：役所では、予算計上されていないと、その場で課題として出てきてもすぐに対応できない。

委員：会議環境の整備のところでは、例えば、会議を昼間に開催できないか。有給休暇の取得を義務付ける企業に従事している委員は、会議出席を理由に有給取得し、出席できるかもしれない。また、先ほど他の委員からの意見の通り、会議が年5回開催されるのであれば時間帯を昼間と夜間に分けて開催するというのはどうか。

事務局：本会議と同様に会議が年5回開催される場合など検証の余地はあるが、附属機関の会議は年2回の開催が多い。

委員：託児されている委員はどこに預けているか。

事務局：民間の託児事業者である。

委員：託児費用はいくらか。

事務局：子が3人で、1時間当たり1,300円程度。会議時間は約3時間掛かるため5,000円程度である。

会長：ホームヘルパー代は出るか。

事務局：表立った声としてまだ出てきていないが、そうした条件にどこまで対応するか。夜間の会議に子だけを残して出席する状況は無理な話である。家族が在宅して居れば、家族に託すなど対応できるが様々な家族構成があるため、制度としてどういう組み方をするか、そこは考えなければならない。

会長：市民参加をあらゆる人に広めることをまずは女性からいうことであるが、そうすると家族構成で分けますよということがそもそも課題である。家族はこうあるべきだを押しつけることになる。すぐは無理だと思うが、会社員であれば旭川市が会議の証明書を交付し、勤務先に提出することで有給休暇を取得できるなど制度化していかなければ、目指すものが建前になってしまうのではないか。

事務局：その通りである。

会長：私も大学の職員で副業は禁止されているため、兼務届を職場に提出して、許可を得ている。制限時間ももちろんあるし、謝礼を受ける、受けないことも全部申告している。だからこそ全力投球できる。育児も仕事であり、介護も仕事である。正職員、非正規職員問わず、その時間に必要な労務があるのであれば同じことである。委員は様々な都合つけて出席している。

事務局：その通りである。

委員：附属機関の募集に当たり、審議事項を明確にする趣旨の話があったが、例えば、報道で話題になっている旭川市立大学の学科の名称やいじめの問題など、そうした議題を附属機関の審議事項にすることで応募が増える。また、公募の応募様式に応募動機の記入欄があるが、この記入欄を審議したい事項の記入欄に置き換え、意見の多い事項について審議できれば、女性が増加するのではないか。これまでの審議事項を示すことは重要であるが、市民から審議したい内容を聞き取ることも大事ではないか。

事務局：附属機関、懇談会の目的は、市が考えている施策があり、それに対して市民の視点で意見をもらうことである。市民が参加することを目的にするのであれば、興味あるテーマを話す機

会を設けますが良いが、附属機関は、各機関が所掌事務に基づいて審議することを目的に設置しているため、性質が異なる。

委員：市民からの提案事項を主題とするのではなく、市民の声として提案内容が附属機関の所掌事項であれば意見聴取することを考えてはどうか。

会長：（附属機関の）関連としてどのようなことがあるか聞いてみたいということか。

委員：附属機関の所掌事項に対し、関連がある事項について提案してみたいとか、こうしたことを聞いてみたい、話してみたいなどを聴取する。そのための手段として、応募様式の記入欄を利用してはどうかということ。

会長：応募の際に、意見ももらうということか。

委員：応募動機は一般的な意見に終始する。そのため、動機よりもこういうことを話したい、あるいは意見を述べてもらうことで市民のニーズを把握できる。

委員：団体推薦の委員は、応募動機が必要か。

事務局：依頼しているため、不要である。

会長：公募の場合は、女性比率が50%近くあり数字に表れている。

（団体推薦で）女性に考えていただきたい議題であることを依頼先に感じ取ってもらえればいいのか。

委員：公募の応募が定員以上であった場合は、誰が選考するのか。

事務局：事務局である。選考になることを想定して応募動機欄を設けている。応募者が審議事項についての理解、関心を持ち申込みしているかを審査する。

委員：定員以上の申込みがあればということか。

事務局：そうである。

委員：応募が1人しか居ない場合は、その人物で決まりか。

事務局：その場合が多い。しかし、応募動機で附属機関を誤解されている場合、審議会によっては定員割れでも選定しないこともある。

委員：選ばれなかった応募者で、他の附属機関に適性がある場合は、他を紹介できたら良いのではないか。

事務局：市民広報に募集記事を掲載しているが、選ばれなかった方はその時点で募集している機関に申込みできる。また、市ホームページに附属機関の委員公募の年間スケジュールを紹介している。

委員：自ら調べるしかない。通知が届いた際に、他の公募の情報を周知することはできないか。

会長：営業のように、市が他の公募委員を薦めるということですね。

事務局：結果通知の中にQRコードを載せて、他の公募に誘導するようなことになる。

事務局：積極的に応募してくれた方は大切にしたい。他部局につなげることはできると考える。

会長：支障がないのであれば、取組むべき。

事務局：検討する。

委員：女性割合を増やすため2年間の任期が終わった後、意欲のある方を再任することはできないか。新規で委員を開拓するには労力が必要であるが、再任であれば労力は掛からない。

事務局：市民の意見を広く聞くことが前提にあるので、再任の制限を設けている。女性が少ないことを理由に再任するとなると、流動性がなくなり、会議が硬直化する。

事務局：本市の公募委員は任期が2年間、公募以外の委員は再任しても6年間となっている。

他都市の状況を見ると附属機関5つ以内まで就任が可能、最長10年まで再任可能である場合もある。それも複数の都市での事例である。やはり委員を繋ぎとめたいと考える都市が多いと見受けられる。

会長：切実な状況が伺える。私も今年で6年目を迎える。公募のみではなく、附属機関、懇談会も女性比率が上がっていく様なアイデアを全員で出し、実効性のある効果が出るころの直前まで見届けたい。

事務局：事務局から事前に郵送で送付した課題に対し、課題解決策を考えていただいたと思うが、提示した課題以外にも課題があれば是非御意見をいただきたい。

委員：中核都市以上は、旭川市市民参加推進条例と同様の条例はあるのか。

事務局：他都市の条例制定の状況は、把握していない。市民参加推進条例は平成15年に施行され、当時は先進的であった。現在は市民参加推進に関わる条例を持っている自治体が多いと思う。

委員：他市町村でも同様の条例があるとしたら、近隣の市町村が連携し、女性委員の登用にに向けた取組みができれば良い。

委員：附属機関の公募委員に占める女性比率について、100%の機関はどのように募集しているのか。食育推進会議などは女性委員が多いことは分かるが、行財政改革推進委員会はどのような取り組みをして公募の女性比率100%となっている。

事務局：行財政改革推進委員会は、昨年まで担当していた。この機関は、旭川市で予算を計上している事業に対して、具体的に意見を聴取し、審議する機関で今年で3年目となる。審議に当たり女性や子育て世代の視点をどうしても入れたく、団体推薦についても、女性登用を意識し人選した。

会長：公募委員の選考は、男女を1人ずつ選定するのではなく、一方の性のみ選考したということか。

事務局：応募段階から関係機関に対し「こういう公募委員を募集しますが、いかがですか？」という声掛けを男女問わず行った。その上で、全体の構成を勘案し、年齢構成も含めて最終的に判断した。

会長：年齢構成も重要である。市民参加は様々な意見を市民から出してもらうことが目的であるが、そこで女性が少ないからと各部担当が働きかけて、女性偏重にすることが果たしてどこまで合理的であるか。

事務局：その通りである。

会長：理念としては簡単である。しかし、余りに放っておくと女性登用が実現しないので働きかける、それをいつまでやるのか。今回新たに女性活躍推進部が新設したこともその必要性からである。男性委員が多く、女性委員が少ないという状況が続いていることを理由に女性比率の目標年度である令和12年度までは、女性登用の推進を明言する。「推進」ではなくより強い言葉で打ち出し、その上で各附属機関に方針を示す。そして、男性が少ない土木建築の分野は無理がある。本当に人材が居ないということがあるかもしれない。そうであれば、保健福祉・子育て女性の多いところは女性の人選をお願いする。女性ばかりにして構いません。そういう方針を決める。

事務局：クォータ制のようなイメージか。

会 長：市長なのかどうか分からないが、民主主義的なところからは一步踏み込んで、組織のリーダーシップを発揮する様にするのはどうか。その後、かせを外したらどうなるか。そういうようなポージングで進めていくのも良いのかもしれない。

事務局：目標年度が決まっているため、ここまで頑張るということを示していく必要がある。

事務局：時限立法的にそこまでは特別扱いで、まずは物理的に女性比率を上げるというところを考えたい。

事務局：そのぐらいのことをしなければ女性比率は上がらないということ。

会 長：「そんなこと言われたって私は委員は嫌ですよ。」と言いながら推薦で委員として委嘱された方が、附属機関で数年の経験を積めば、次はこの会議とか別の会議という様になっていくと、この施策は必要無くなっていく。

事務局：女性委員をはじめ年齢のバランスがとれていることが、当たり前になるということ。

会 長：女性比率の底上げは、市が進めていくと、もしかして女性比率7割になるかもしれない。

事務局：7割になっても現状が反転するだけで、許容できる範囲である。

会 長：変化について、それがプラスだと感じれば、それに対して元に戻そうかという流れにはならない。現実に可能かどうか全く分からずに言っている。一委員の考えとして検討いただきたい。

委 員：公募の応募方法について、直接提出するか、FAX、電子メールのいずれかである。ホームページから直接応募できる方法も検討してはどうか。

会 長：本日の審議は以上とする。